

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例(29) ..... 2
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(30) ..... 5
- 世田谷区地域保健福祉推進条例の一部を改正する条例(31) ..... 5
- 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例(32) ..... 5
- 世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例(33) ..... 5
- 世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例を廃止する条例(34) ..... 6
- 世田谷区狭あい道路拡幅整備条例の一部を改正する条例(35) ..... 6
- 世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例(36) ..... 6
- 世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例(37) ..... 6
- 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例(38) ..... 6
- 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例(39) ..... 6

### 規 則

- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(64) ..... 6
- 世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の一部を改正する規則(65) ..... 7
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則(66) ..... 8
- 世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則(67) ..... 8
- 世田谷区宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(68) ..... 8
- 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(69) ..... 9

### 告 示

- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(392) ..... 14
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(393) ..... 14
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(394) ..... 14
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(395) ..... 14
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(396) ..... 14
- 介護保険法に基づく指定地域密着

- 型サービス事業の廃止の届出の告示(397) ..... 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(398) ..... 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(399) ..... 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(400) ..... 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(401) ..... 15
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示(402) ..... 15
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(403) ..... 15
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(404) ..... 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(405) ..... 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(406) ..... 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(407) ..... 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(408) ..... 15
- 地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示(409) ..... 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(410) ..... 16
- 地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表(411) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(412) ..... 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(413) ..... 17
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(414) ..... 17
- 建築計画概要書等閲覧場所の設置についての一部を改正する告示(415) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(416) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(417) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(418) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(419) ..... 17
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(420) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(421) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(422) ..... 17
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(423) ..... 17
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(424) ..... 18
- 介護保険法に基づく指定居宅介護

- 支援事業者の指定の告示(425) ..... 18
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(426) ..... 18
- 地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示(427) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示(428) ..... 18
- 地方自治法に基づく予算の公表(429) ..... 18
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(430) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(431) ..... 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(432) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(433) ..... 18
- 建築基準法に基づく道路指定の告示(434) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(435) ..... 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(436) ..... 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(437) ..... 19
- 介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示(438) ..... 19
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(439) ..... 19
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(440) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(441) ..... 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(442) ..... 19
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(443) ..... 19
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(444) ..... 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(445) ..... 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(446) ..... 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(447) ..... 20
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(448) ..... 20
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示(449) ..... 20

### 公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(32) ..... 20
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(33) ..... 20
- 都市計画法に基づく開発行為に関

<p>する工事の完了公告 (34) …………… 20</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (35) …………… 21</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (36) …………… 21</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (37) …………… 21</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (38) …………… 21</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (39) …………… 21</p> <p>○建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の取消しの公告 (40) …………… 21</p> <p>○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (41) …………… 21</p> <p>○世田谷区情報公開条例に基づく情報公開制度の実施状況公表の公告 (42) …………… 21</p> <p>○世田谷区個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の実施状況公表の公告 (43) …………… 22</p> <p><b>規 則（議）</b></p> <p>○世田谷区議会会議規則の一部を改正する規則（3） …………… 22</p> <p><b>訓 令 甲（議会議長）</b></p> <p>○世田谷区議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（1） …………… 24</p> <p>○世田谷区議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（2） …… 24</p> <p><b>告 示（選）</b></p> <p>○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するもの告示 (10) …………… 25</p> <p>○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和6年6月3日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (11) …………… 25</p> <p>○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (12) …………… 25</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年7月7日執行の東京都知事選挙におけるポスター掲示場設置の告示(13) …… 25</p> <p>○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するもの告示 (14) …………… 25</p> <p>○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の</p>	<p>組織及び運営に関する法律に基づく令和6年6月19日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (15) …………… 25</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における各投票区の投票所を定める告示 (16) …………… 25</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における期日前投票所を定める告示(17) …… 25</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者選任の告示 (18) …………… 25</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者選任の告示 (19) …………… 25</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における開票の場所及び日時の告示(20) …… 26</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者選任の告示 (21) …………… 26</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における世田谷区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時の告示 (22) …………… 26</p> <p>○令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における期日前投票所における投票管理者の一部を変更する告示 (23) …………… 26</p> <p>○令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における期日前投票所における投票管理者の一部を変更する告示 (24) …………… 26</p> <p><b>告 示（農）</b></p> <p>○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示（6） …………… 26</p>	<p>世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第31号</b></p> <p>世田谷区地域保健福祉推進条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第32号</b></p> <p>世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第33号</b></p> <p>世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第34号</b></p> <p>世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例を廃止する条例</p> <p><b>世田谷区条例第35号</b></p> <p>世田谷区狭あい道路拡幅整備条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第36号</b></p> <p>世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第37号</b></p> <p>世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第38号</b></p> <p>世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第39号</b></p> <p>世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>世田谷区手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1の77の項中「34,000円」を「39,000円」に、「65,000円」を「76,000円」に、「133,000円」を「149,000円」に、「200,000円」を「225,000円」に、「261,000円」を「305,000円」に、「337,000円」を「370,000円」に、「460,000円」を「497,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「46,000円」を「51,000円」に、「100,000円」を「113,000円」に、「185,000円」を「204,000円」に、「307,000円」を「340,000円」に、「415,000円」を「457,000円」に、「521,000円」を「567,000円」に、「737,000円」を「795,000円」に、「131,000円」を「141,000円」に、「199,000円」を「215,000円」に、「292,000円」を「320,000円」に、「348,000円」を「379,000円」に、「525,000円」を「573,000円」に、「599,000円」を「654,000円」に、「746,000円」を「808,000円」に、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表の78の項を次のように改める。</p>
--	--	---

条 例

次に掲げる条例を公布する。  
 令和6年6月21日  
 世田谷区長 保 坂 展 人

**世田谷区条例第29号**  
 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

**世田谷区条例第30号**

78	都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、名称等の欄イからハマまでに掲げる区分に応じ、それぞれ定める次の額を合算した額。ただし、その額が1,081,000円を超えるときは、その手数料の額は1,081,000円とする。	変更許可申請のとき。
		イ 設計変更。ただし、	開発区域の面積（名称等の欄	

		<p>ロのみに該当する場合を除く。</p> <p>ロ 新たに開発区域に編入されるもの ハ イ及びロ以外のもの</p>	<p>ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額 面積に応じ、前項に規定する額 15,000円</p>	
別表第1の80の項中「1件」を「1通」に改め、同項の次に次のように加える。				
80の2	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1通につき 900円	交付申請のとき。
別表第1の81の項及び81の2の項を次のように改める。				
81	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛上等に関する工事の許可申請手数料	<p>切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のもの 20,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 54,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 89,000円</p> <p>(5) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 123,000円</p> <p>(6) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 201,000円</p> <p>(7) 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 220,000円</p> <p>(8) 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 275,000円</p> <p>(9) 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 364,000円</p> <p>(10) 100,000平方メートルを超えるもの 533,000円</p>	許可申請のとき。
		土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	<p>土石の堆積をする土地の面積に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	許可申請のとき。

			<p>28,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル 以内のもの</p> <p>35,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル 以内のもの</p> <p>54,000円</p> <p>(5) 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メート ル以内のもの</p> <p>66,000円</p> <p>(6) 10,000平方メートルを 超え、20,000平方メート ル以内のもの</p> <p>121,000円</p> <p>(7) 20,000平方メートルを 超え、40,000平方メート ル以内のもの</p> <p>134,000円</p> <p>(8) 40,000平方メートルを 超え、70,000平方メート ル以内のもの</p> <p>163,000円</p> <p>(9) 70,000平方メートルを 超え、100,000平方メート ル以内のもの</p> <p>207,000円</p> <p>(10) 100,000平方メートル を超えるもの</p> <p>292,000円</p>	
81の2	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料</p> <p>イ 設計変更。ただし、 ロのみに該当する場合 を除く。</p> <p>ロ 新たに切土又は盛土 をする土地に編入され るもの</p> <p>ハ イ及びロ以外のもの 土石の堆積に関する工事の 変更許可申請手数料</p> <p>イ 設計変更。ただし、 ロのみに該当する場合 を除く。</p>	<p>変更許可申請1件につき、名称等の欄イからハマまでに掲げる区分に応じ、それぞれ定める次の額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料の額は533,000円とする。</p> <p>切土又は盛土をする土地の面積(名称等の欄ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額</p> <p>新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額</p> <p>15,000円</p> <p>変更許可申請1件につき、名称等の欄イからハマまでに掲げる区分に応じ、それぞれ定める次の額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手数料の額は292,000円とする。</p> <p>土石の堆積をする土地の面積(名称等の欄ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地</p>	<p>変更許可申請のとき。</p> <p>変更許可申請のとき。</p>

		ロ 新たに土石の堆積をする土地に編入されるもの ハ イ及びロ以外のもの	の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額 土石の堆積をする土地の面積に応じ、前項に規定する額 15,000円
--	--	--	---

別表第1の81の2の項の次に次のように加える。

81の3	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1通につき 900円	交付申請のとき。
81の4	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和6年東京都条例第36号)第5条第3項の規定に基づく盛土規制法調書の写しの交付	調書の写しの交付手数料	1通につき 700円	交付申請のとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。)第8条第1項本文の許可を受けている同項の宅地造成に関する工事の旧法第12条第1項の規定による変更の許可の申請については、この条例による改正前の別表第1の規定は、なおその効力を有する。

別表第2区長の部12の款を次のように改める。

12 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 であって規則で定めるもの
	住民票関係情報 であって規則で定めるもの
	障害者関係情報 であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報 であって規則で定めるもの

めるもの	
29 世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区地域保健福祉推進条例の一部を改正する条例  
世田谷区地域保健福祉推進条例(平成8年3月世田谷区条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 審査会の委員の任期の初日が令和6年10月1日から令和8年3月31日までの間に属する場合の第26条第3項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「令和8年3月31日まで」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例  
世田谷区学童クラブ条例(平成24年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。

別表池之上小新BOP学童クラブの項中「東京都世田谷区北沢四丁目32番20号」を「東京都世田谷区代沢二丁目42番15号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年9月2日から施行する。

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例  
世田谷区立産後ケアセンター条例(平成29年10月世田谷区条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「東京都世田谷区桜新町二丁目29番6号」を「東京都世田谷区喜多

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例  
世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部に次のように加える。

20 保育室に在籍する児童の保護者又は家庭福祉員の保育を受けている児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
21 認証保育所に在籍する児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
22 無認可保育施設に在籍する児童の保護者に対する保育料補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
23 低所得世帯等における児童の一時預かり事業等の利用者の負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
24 世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例(平成4年6月世田谷区条例第52号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2区長の部に次のように加える。

25 保育室に在籍する児童の保護者又は家庭福祉員の保育を受けている児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 であって規則で定めるもの
26 認証保育所に在籍する児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 であって規則で定めるもの
27 無認可保育施設に在籍する児童の保護者に対する保育料補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 であって規則で定めるもの
28 低所得世帯等における児童の一時預かり事業等の利用者の負担軽減に関する事務であって規則で定	地方税関係情報 であって規則で定めるもの

# 世田谷区公報

見三丁目4番30号」に改める。  
**附 則**  
 この条例は、規則で定める日から施行する。

世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例を廃止する条例  
 世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（令和3年6月世田谷区条例第41号）は、廃止する。  
**附 則**  
 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例の一部を改正する条例  
 世田谷区狭あい道路拡幅整備条例（平成9年3月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。  
 第10条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

**附 則**  
 1 この条例は、令和6年7月31日（以下「施行日」という。）から施行する。  
 2 この条例による改正後の世田谷区狭あい道路拡幅整備条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による狭あい道路の拡幅整備に係る手続については、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例  
 世田谷区立多摩川玉堤広場条例（昭和53年11月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。  
 第4条及び第5条を次のように改める。（使用の承認等）  
 第4条 施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、使用の承認を受けなければならない。  
 2 区長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。（使用の不承認）  
 第5条 区長は、前条第1項の規定により申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しない。

- (1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とするものであるとき。ただし、施設の使用状況に余裕があり、かつ、特別な理由があると区長が認めたときは、この限りでない。
- (3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が

必要があると認めるとき。  
 第10条を削り、第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。（使用の承認の取消し等）

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。  
 (1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。  
 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。  
 (3) 偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたことが判明したとき。  
 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。

第12条中「第10条」を「第6条」に改める。  
 第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。（優先使用）

第14条 区長は、第4条の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、他に優先して施設を使用し、使用させることができる。

**附 則**  
 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
 2 この条例による改正後の世田谷区立多摩川玉堤広場条例の規定は、施行日以後の使用に係る手続について適用し、施行日前の使用に係る手続については、なお従前の例による。

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例  
 世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の部世田谷区立船橋広場の項を削る。  
**附 則**  
 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例  
 世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の部世田谷区立中町幼稚園の項中「中町四丁目38番21号」を「深沢五丁目11番5号」に改め、同表2の部世田谷区立池之上小学校の項中「北沢四丁目32番20号」を「代沢二丁目42番15号」に改める。

**附 則**  
 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。  
 (1) 別表2の部世田谷区立池之上小学校の項の改正規定 令和6年8月1日  
 (2) 別表1の部世田谷区立中町幼稚園の項の改正規定 世田谷区教育委員会規則で定める日

世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例  
 世田谷区議会委員会条例（昭和40年4月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第16条中「常任委員会及び特別委員会」を「委員会」に改める。  
 第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第26条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

**附 則**  
 この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。  
 令和6年6月21日  
 世田谷区長 保 坂 展 人

**世田谷区規則第64号**  
 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第65号**  
 世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年10月世田谷区規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1 条例別表第1 区長の部19の項の部の次に次のように加える。

条例別表第1 区長の部 20の項	1 保育室に在籍する児童の保護者又は家庭福祉員の保育を受けている児童
------------------	------------------------------------

	の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する申請若しくは届出の受理、これらの申請若しくは届出に係る事実についての審査又はこれらの申請若しくは届出に対する応答に関する事務		くは届出に係る事実についての審査又はこれらの申請若しくは届出に対する応答に関する事務	務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療保険給付の支給に関する情報をいう。以下この部及び条例別表第2区長の部24の款の部1の款7の項において同じ。)	
条例別表第1区長の部21の項	1 認証保育所に在籍する児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する申請若しくは届出の受理、これらの申請若しくは届出に係る事実についての審査又はこれらの申請若しくは届出に対する応答に関する事務	条例別表第1区長の部24の項	1 世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例(平成4年6月世田谷区条例第52号。以下この部において「条例」という。)第5条の規定による医療費の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務	別表第2条例別表第2区長の部12の款の部2の款に次のように加える。 4 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る医療保険給付関係情報	
条例別表第1区長の部22の項	1 無認可保育施設に在籍する児童の保護者に対する保育料補助金の交付に関する申請若しくは届出の受理、これらの申請若しくは届出に係る事実についての審査又はこれらの申請若しくは届出に対する応答に関する事務		2 条例第9条の規定による申請事項の変更若しくは第三者行為に関する届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務		別表第2条例別表第2区長の部12の款の部3の款に次のように加える。 3 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る医療保険給付関係情報
条例別表第1区長の部23の項	1 低所得世帯等における児童の一時預かり事業等の利用者の負担軽減に関する申請若しくは届出の受理、これらの申請若し		別表第2条例別表第2区長の部12の款の部1の款に次のように加える。 4 当該申請を行う者又は当該申請に係る児童に係る医療保険給付関係情報(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公		別表第2条例別表第2区長の部24の款の部1の款7の項を削り、同款8の項中「医療保険等関係情報(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報をいう。)」を「医療保険給付関係情報」に改め、同項を同款7の項とし、同款中9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、同表に次のように加える。

条例別表第2区長の部25の款	1 保育室に在籍する児童の保護者又は家庭福祉員の保育を受けている児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	1 これらの申請若しくは届出を行う者又はその者と同一世帯に属する者に係る市区町村民税に関する情報
条例別表第2区長の部26の款	1 認証保育所に在籍する児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	1 これらの申請若しくは届出を行う者又はその者と同一世帯に属する者に係る市区町村民税に関する情報
条例別表第2区長の部27の款	1 無認可保育施設に在籍する児童の保護者に対する保育料補助金の交付に関する申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	1 これらの申請若しくは届出を行う者又はその者と同一世帯に属する者に係る市区町村民税に関する情報
条例別表第2区長の部28の款	1 低所得世帯等における児童の一時預かり事業等の利用者の負担軽減に関する申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	1 これらの申請若しくは届出を行う者又はその者と同一世帯に属する者に係る市区町村民税に関する情報
条例別表第2区長の部29の款	1 世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例(以下この部において「条例」という。)第5条の規定による医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務	1 当該申請に係る子ども等(条例第1条に規定する子ども等をいう。以下この部において同じ。)に係る医療保険給付関係情報(健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法による医療保険給付の支給に関する情報をいう。以下この部において同じ。)
	2 条例第9条の規定による申請事項の変更又は第三者行為に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	1 当該届出に係る子ども等に係る医療保険給付関係情報

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則(平成9年6月世田谷区規則第89号)の一部を次のように改正する。  
第20条中「第10条第4号」を「第10条第

3号」に改める。

附 則  
この規則は、令和6年7月31日から施行する。

世田谷区公報

次に掲げる規則を公布する。  
令和6年6月28日  
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第66号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第67号

世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第68号

世田谷区宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

世田谷区規則第69号

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和40年3月世田谷区規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の4第5号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第10条の見出し中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第1項中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 福祉事務所長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、進学・就職準備給付金の支給又は不支給を決定したときは、進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書(第26号様式)により当該申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

第25号様式を次のように改める。

様式省略

第26号様式中「進学準備給付金支給(不支給)決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書」に、「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金は」を「進学・就職準備給付金は」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第10条、第25号様式及び第26号様式の規定は、令和6年1月1日から適用する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第25号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則(平成6年7月世田谷区規則第90号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「登記事項証明書」の次に「(インターネット登記情報提供サービスにより取得した照会番号及び発行年月日(以下「照会番号等」という。))が記載さ

れた書類の提出等がされ、区が当該照会番号等により電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第2条第1項に規定する登記情報を確認できるときは、当該照会番号等が記載された書類を含む。以下同じ。)を加え、同条第3項第6号中「申請書の申立書」を「申請者の申立書(宅地建物取引業者が買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合は、当該個人が当該家屋の取得後に入居の意向があることを確認したことを証する当該宅地建物取引業者の証明書を含む。次項第3号において同じ。)」に改める。

第1号の2様式を次のように改める。

様式省略

第1号の3様式第3面及び第4面を次のように改める。

様式省略

附則

1 この規則は、令和6年7月1日から施行し、この規則による改正後の第2条第2項第3号、第1号の2様式並びに第1号の3様式第3面及び第4面の規定は、同年4月1日から適用する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号の2様式並びに第1号の3様式第3面及び第4面の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

世田谷区宅地造成等規制法施行細則(昭和54年3月世田谷区規則第18号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この細則は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)に基づき、区が処理することとされた宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「規則」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和6年東京都条例第36号。以下「条例」という。)に規定する宅地造成等に係る工事等の規制事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この細則で使用用語の意義は、法、規則及び条例で使用用語の例による。

(申出書等の提出部数)

第3条 法、規則、条例及びこの細則に規定する申出書等の提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- (1) 第5条に規定する協議申出書 正本1部及び副本1部
- (2) 条例第4条第3項に規定する工程を示す書面 正本1部
- (3) 第6条の工事着手届 正本1部
- (4) 第7条に規定する変更協議申出書

- 正本1部及び副本1部
  - (5) 第8条に規定する軽微変更届 正本1部
  - (6) 第9条の定期報告書 正本1部
  - (7) 第10条に規定する承継届 正本1部
  - (8) 規則第52条、第55条及び第56条の届出書 正本1部
  - (9) 第17条に規定する交付請求書 正本1部
- (宅地造成等に関する工事の許可申請書の添付図書)

第4条 法第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、規則第7条の申請書に、同条に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 土地の公図の写し
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

(国又は都道府県との協議)

第5条 国又は都道府県は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第15条第1項の規定による協議をしようとするときは宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書(第1号様式)に、土石の堆積に関する工事について同項の規定による協議をしようとするときは土石の堆積に関する工事の協議申出書(第2号様式)に、規則第7条第1項各号又は第2項各号に掲げる図書及び前条各号に掲げる図書を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申出があったときはその内容を調査し、適当と認めるときは、宅地造成等に関する工事の同意通知書(第3号様式)に前項に規定する協議申出書の副本を添えて、当該国又は都道府県に交付するものとする。

(工事着手届)

第6条 法第12条第1項の規定による許可(法第15条第1項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む)を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、工事着手届(第4号様式)に次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 法第49条の規定により工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真
- (2) 防災計画平面図
- (3) 工事の工程を示す書類
- (4) 緊急時における連絡方法

2 前項の規定にかかわらず、法第15条第2項の規定により、前項の許可を受けたものとみなされる工事については、世田谷区都市計画法開発行為等の規制に係る施行細則(昭和54年3月世田谷区規則第19号)第6条の工事着手届出書に同項各号に掲げる書類を添付して提出することにより、同項の工事着手届の提出に代えることができる。

(変更協議)

第7条 国又は都道府県は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による変更の協議をしようとするときは宅地造成又は特定盛土等に関する



<p>る工事の変更協議申出書(第5号様式)に土石の堆積に関する工事について法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による変更の協議をしようとするときは土石の堆積に関する工事の変更協議申出書(第6号様式)に、規則第37条第1項又は第2項に規定する内容が変更される書類を添えて、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申出があったときはその内容を調査し、適当と認めるときは、宅地造成等に関する工事の変更同意通知書(第7号様式)に前項に規定する変更協議申出書の副本を添えて、当該国又は都道府県に交付するものとする。</p> <p>(軽微変更届)</p> <p>第8条 法第16条第2項に規定する軽微な変更をした者は、遅滞なく宅地造成等に関する軽微変更届(第8号様式)を区長に提出しなければならない。</p> <p>(定期報告書)</p> <p>第9条 法第19条第1項の規定による報告は、定期報告書(第9号様式)により行うものとする。</p> <p>(承継届)</p> <p>第10条 法第12条第1項の許可を受けた工事の完了前に相続、合併その他の理由により当該許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく宅地造成等に関する地位の承継届(第10号様式)を区長に提出しなければならない。</p> <p>(届出書の添付図書)</p> <p>第11条 法第21条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る規則第52条、第55条又は第56条の届出書に、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める図書を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第21条第1項の規定による届出(規則第52条第2項又は第4項に規定する届出書によるものを除く。) 次に掲げる図書</p> <p>ア 付近見取図</p> <p>イ 工事区域を示す平面図</p> <p>ウ その他区長が必要と認める図書</p> <p>(2) 法第21条第1項の規定による届出</p>	<p>(規則第52条第2項又は第4項に規定する届出書によるものに限る。) 規則第52条第2項又は第4項に規定する図書その他区長が必要と認める図書</p> <p>(3) 法第21条第3項の規定による届出次に掲げる図書</p> <p>ア 付近見取図</p> <p>イ 除却する擁壁又は排水施設の位置及び名称を示す平面図</p> <p>ウ その他区長が必要と認める図書</p> <p>(4) 法第21条第4項の規定による届出 付近見取図その他区長が必要と認める図書</p> <p>(取下届)</p> <p>第12条 規則第7条の規定による申請をした者が、区長が許可する前に当該申請を取り下げようとするときは、宅地造成等に関する申請の取下届(第11号様式)を区長に提出しなければならない。</p> <p>(廃止届)</p> <p>第13条 法第12条第1項の許可(法第15条第1項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。)を受けた者又は法第21条第1項若しくは第3項の届出をした者が宅地造成等に関する工事の廃止をするときは、遅滞なく宅地造成等に関する工事の廃止届(第12号様式)を区長に提出しなければならない。</p> <p>(身分証明書の様式)</p> <p>第14条 法第24条第2項において準用する法第7条第1項の証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(第13号様式)とする。</p> <p>(特定工程の通知)</p> <p>第15条 条例第4条第2項の規定による通知は、特定工程通知書(第14号様式)により行うものとする。</p> <p>(特定工程の指定通知)</p> <p>第16条 条例第4条第5項の規定による通知は、特定工程指定通知書(第15号様式)により行うものとする。</p> <p>(盛土規制法調書の写しの交付請求)</p> <p>第17条 条例第5条第3項の規定による請求は、盛土規制法調書の写しの交付請求書(第16号様式)により行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和6年7月31日から施行する。</p>	<p>2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の許可(経過措置期間(改正法附則第2条第1項に規定する経過措置期間をいう。以下同じ。))の経過前にされた都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を含む。)を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。</p> <p>様式省略</p> <p>世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則(平成2年3月世田谷区規則第35号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第1項中「私道整備・私道排水設備助成申請書」を「私道整備・私道排水設備工事助成申請書」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第3号」を「第2号」に改め、同項各号を次のように改める。</p> <p>(1) 委任状(第2号様式)</p> <p>(2) 土地使用承諾書(第3号様式)</p> <p>(3) 位置図</p> <p>(4) 公図の写し</p> <p>(5) 登記事項証明書又は要約書</p> <p>(6) 工事設計調査</p> <p>(7) 排水設計図(私道排水設備工事の助成の場合は、下水道局の排水設備届出印が押されているものに限る。)</p> <p>(8) 排水設備計画届出書の写し(私道排水設備工事の助成の場合に限る。)</p> <p>(9) 申請代表者の印鑑登録証明書(法人にあっては、印鑑証明書)(発行から3月以内のものに限る。)</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類</p>
---	---	---

別表第2を次のように改める。  
別表第2(第4条関係)

(単位:円)

	工 種 名	仕 様	単位	単 価	備 考
1	U形溝工(240)	人力掘削	m	16,300	
2	U形溝工(240)	機械掘削	m	14,500	バックホウ0.1m <sup>3</sup>
3	U形溝工(240・蓋)	人力掘削	m	30,500	
4	U形溝工(240・蓋)	機械掘削	m	28,700	バックホウ0.1m <sup>3</sup>
5	特L形・U形溝工(240)	人力掘削	m	29,500	
6	特L形・U形溝工(240)	機械掘削	m	27,000	バックホウ0.1m <sup>3</sup>
7	L形溝工(250B)	人力掘削	m	22,500	
8	L形溝工(250B)	機械掘削	m	20,300	バックホウ0.1m <sup>3</sup>
9	L形溝工(300B)	人力掘削	m	23,500	
10	L形溝工(300B)	機械掘削	m	21,000	バックホウ0.1m <sup>3</sup>

11	横断暗きょ工(CO-240)		m	62,300	
12	U形溝用集水ます工(400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	97,800	
13	浸透U形ます工(400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	209,300	
14	L形用浸透ます設置工	内径50cm	箇所	126,300	
15	L形用小型汚水ます工(横型)		箇所	66,400	深さ0.8m
16	L形用小型汚水ます工(横型)		箇所	71,100	深さ1.0m
17	小型汚水ます工		箇所	79,200	深さ0.8m
18	小型汚水ます工		箇所	84,000	深さ1.0m
19	アスファルトコンクリート(透水15型)舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	10,300	RC-30・10cm+開粒2号・5cm
20	アスファルトコンクリート(透水15型)舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	9,300	RC-30・10cm+開粒2号・5cm
21	アスファルトコンクリート(透水15型)舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	10,400	RC-30・10cm+開粒1号・5cm
22	アスファルトコンクリート(透水15型)舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	8,600	RC-30・10cm+開粒1号・5cm
23	アスファルトコンクリート(透水20型)舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	11,300	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
24	アスファルトコンクリート(透水20型)舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	9,500	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
25	アスファルトコンクリート(透水25型)舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	15,800	RC-40・15cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
26	アスファルトコンクリート(透水25型)舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	13,300	RC-40・15cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
27	アスファルトコンクリート(20型)舗装工	人力施工	m <sup>2</sup>	11,000	RM-40・15cm+密粒(再生)・5cm
28	アスファルトコンクリート(20型)舗装工	機械施工	m <sup>2</sup>	9,600	RM-40・15cm+密粒(再生)・5cm
29	アスファルトコンクリート(25型)舗装工	人力施工	m <sup>2</sup>	15,700	RM-40・15cm+粗粒(再生)・5cm+密粒(再生)・5cm
30	アスファルトコンクリート(25型)舗装工	機械施工	m <sup>2</sup>	12,900	RM-40・15cm+粗粒(再生)・5cm+密粒(再生)・5cm
31	樹脂製滑り止め舗装工		m <sup>2</sup>	10,700	
32	アスファルトコンクリート(透水15型)舗装工(表層打換)	人力施工	m <sup>2</sup>	7,500	RC-30・平均3cm+開粒2号・5cm
33	アスファルトコンクリート(透水15型)舗装工(表層打換)	機械施工	m <sup>2</sup>	6,500	RC-30・平均3cm+開粒2号・5cm
34	アスファルトコンクリート(透水20型)舗装工(表層打換)	機械施工	m <sup>2</sup>	6,400	RC-30・平均3cm+開粒1号・5cm
35	アスファルトコンクリート(透水25型)舗装工(表基層打換)	人力施工	m <sup>2</sup>	11,900	RC-40・平均3cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
36	アスファルトコンクリート(透水25型)舗装工(表基層打換)	機械施工	m <sup>2</sup>	10,000	RC-40・平均3cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
37	アスファルトコンクリート(20型)舗装工(表層打換)	人力施工	m <sup>2</sup>	7,500	RM-40・平均3cm+密粒(再生)・5cm
38	アスファルトコンクリート(20型)舗装工(表層打換)	機械施工	m <sup>2</sup>	6,200	RM-40・平均3cm+密粒(再生)・5cm
39	アスファルトコンクリート(25型)舗装工(表基層打換)	機械施工	m <sup>2</sup>	9,500	RM-40・平均3cm+粗粒(再生)・5cm+密粒(再生)・5cm
40	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	48,500	発生材使用
41	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	126,300	蓋・枠取替えを含む。
42	汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	11,100	発生材使用
43	小型汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	3,700	発生材使用
44	L形用雨水ます設置工	内径50cm	箇所	74,500	
45	L形用汚水ます設置工	内径50cm	箇所	77,600	

46	円形汚水ます設置工	内径50cm	箇所	93,800	
47	汚水・雨水ます縁塊蓋取替工	L形ます・丸形ます	箇所	39,100	
48	取付管工(硬質塩化ビニル管)	内径150mm・基礎なし	箇所	68,900	ソケット取付工を含む。
49	取付管工(硬質塩化ビニル管)	内径200mm・基礎なし	箇所	80,800	ソケット取付工を含む。
50	補足コンクリート工	5cm未満	m	13,600	
51	補足コンクリート工	5cm以上15cm未満	m	16,700	
52	水替工		日	8,400	側溝用
53	区画線設置工	溶融式・幅15cm	m	500	
54	交通誘導員		人	23,200	
55	仮復旧工	一層仕上厚3cm	m <sup>2</sup>	2,500	
56	特殊工	上記単価表以外の特殊工については、施行規程第7条に定める設計基準に基づいて算出した額			
57	障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第4条関係)

(単位:円)

種別	形状寸法		単位	単価			備考		
				人 力 施 工		機 械 施 工			
				一 般	困 難				
排水本管 (硬質塩化ビニル管以外のもの)	内径200mm	深さ2.60m以上	m			123,300	深さは、人孔間の平均深さとする。		
				156,900	164,500				
	内径250mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	165,800	173,900	130,800			
				深さ3.00m以上3.40m未満	m	182,000		190,900	145,700
						深さ3.40m以上		m	—
	内径300mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	178,500	187,000	140,000			
				深さ3.00m以上3.40m未満	m	195,800		205,200	155,900
						深さ3.40m以上		m	—
	内径350mm	深さ1.80m未満	m	105,200	126,700	76,700			
				深さ1.80m以上2.20m未満	m	136,600		145,400	87,500
				深さ2.20m以上2.60m未満	m	169,900		178,700	131,100
				深さ2.60m以上3.00m未満	m	186,000		195,100	146,100
				深さ3.00m以上3.40m未満	m	203,100		213,000	161,600
				深さ3.40m以上	m	—		—	—
排水本管 (硬質塩化ビニル管)	内径150mm	深さ1.00m未満	m	35,700	—	25,800	深さは、人孔間の平均深さとする。		
				深さ1.00m以上1.40m未満	m	44,100		—	29,600
	内径200mm	深さ1.00m未満	m	37,500	—	27,800			
				深さ1.00m以上1.40m未満	m	45,900		—	31,500
				深さ1.40m以上1.80m未満	m	78,100		90,000	55,600
				深さ1.80m以上2.20m未満	m	94,700		106,800	66,800
				深さ2.20m以上2.60m未満	m	127,500		139,900	94,300
				深さ2.60m以上	m	138,400		150,800	104,000
	内径250mm	深さ1.00m未満	m	46,900	—	34,700			
				深さ1.00m以上1.40m未満	m	57,300		—	39,400
				深さ1.40m以上1.80m未満	m	84,200		96,500	60,600
				深さ1.80m以上2.20m未満	m	101,300		113,700	72,000
				深さ2.20m以上2.60m未満	m	134,700		147,300	99,700
				深さ2.60m以上3.00m未満	m	146,100		165,200	109,900
深さ3.00m以上3.40m未満	m	162,300	—	124,800					

世田谷区公報

		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
内径300mm		深さ1.40m未満	m	67,700	—	48,000	
		深さ1.40m以上1.80m未満	m	95,500	109,200	69,700	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	113,800	127,600	81,600	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	148,300	162,300	110,000	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	160,800	181,300	121,100	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	178,100	—	136,900	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
内径350mm		深さ1.80m未満	m	102,900	117,300	76,100	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	121,500	136,000	88,100	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	154,800	169,600	114,900	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	168,700	184,200	127,300	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	188,600	—	146,000	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
取付管（ 硬質塩化 ビニル管）	内径150mm	深さ1.00m未満	m		30,500	—	深さは、 排水本管 (人孔間) の平均土 被りとす る。
		深さ1.00m以上1.40m未満	m		32,700	—	
		深さ1.40m以上	m		35,300	—	
	内径200mm	深さ1.00m未満	m		37,500	—	
		深さ1.00m以上1.40m未満	m		39,700	—	
		深さ1.40m以上	m		42,400	—	
管防護工 (硬質塩 化ビニル 管)	内径150mm用		m		17,000	16,100	
	内径200mm用		m		17,700	16,900	
	内径250mm用		m		19,400	18,300	
	内径300mm以上用		m		19,800	18,900	
人孔	円形人孔 内径70cm	深さ1.00m未満	箇所	一 般	困 難	278,100	深さは、 人孔深さ とする。 鉄蓋使 用は、 23,800円 を加算す る。
				313,900	—		
		深さ1.00m以上1.20m未満	箇所	336,700	—	297,400	
	深さ1.20m以上	箇所	388,600	391,300	337,400		
	矩形人孔 内法90cm×60 cm	深さ1.00m未満	箇所	572,300	—	505,200	
		深さ1.00m以上1.20m未満	箇所	664,400	669,200	587,000	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	715,500	720,300	628,500	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	771,300	776,200	673,700	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	863,800	869,100	751,200	
		深さ2.00m以上	箇所	1,011,000	1,019,000	890,500	
		深さ1.20m未満	箇所	583,600	—	496,800	
	円形人孔 内径90cm	深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	664,000	668,300	558,400	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	718,200	722,500	600,300	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	846,500	852,500	709,800	
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	951,200	960,300	799,200	
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,070,600	1,091,600	914,200	
		深さ2.80m以上3.20m未満	箇所	1,211,600	1,232,600	1,050,800	
		深さ3.20m以上	箇所	—	—	—	
		組立矩形人孔 内法90cm×60 cm	深さ1.20m未満	箇所	621,700	626,600	
	深さ1.20m以上1.40m未満		箇所	662,100	666,900	610,200	
	深さ1.40m以上1.60m未満		箇所	712,200	717,100	653,800	
	深さ1.60m以上2.00m未満		箇所	789,900	795,300	722,200	
	深さ2.00m以上2.40m未満		箇所	904,800	912,900	832,400	
	深さ2.40m以上2.80m未満		箇所	1,012,300	1,029,600	933,700	

組立 <sup>く</sup> 矩形人孔 <sup>りやう</sup> 内法120cm×60cm	深さ2.80m以上	箇所	1,092,800	1,110,100	1,017,300		
	深さ1.20m未満	箇所	740,100	744,900	686,900		
	深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	776,400	781,300	715,800		
	深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	837,100	841,900	769,000		
	深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	929,300	934,700	850,800		
	深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	1,063,900	1,071,900	974,500		
	深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,191,800	1,209,000	1,100,700		
	深さ2.80m以上	箇所	1,286,300	1,303,600	1,193,300		
	組立円形人孔 内径90cm	深さ1.20m未満	箇所	557,600	561,900	508,400	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	614,400	618,700	554,500	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	678,800	684,700	612,200	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	727,200	733,100	649,900	
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	801,700	810,800	716,900	
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	887,800	908,800	800,600	
深さ2.80m以上		箇所	—	—	—		
副管(硬質塩化ビニル管以外のもの)	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所	104,800	107,000		
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所	124,000	126,700		
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所	159,800	163,400		
		高さ2.00m以上	箇所	179,000	183,200		
副管(硬質塩化ビニル管)	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所	240,700	231,400		
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所	263,900	265,100		
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所	297,000	301,600		
		高さ2.00m以上	箇所	318,200	323,500		
汚水ます	内径35cm		箇所	L形ます 103,000	丸形ます 117,000	—	深さは、ます深さとす。内径50cm鉄蓋使用は9,700円を、内径70cm鉄蓋使用は45,200円を加算する。
			箇所	—	—	—	
	内径50cm	深さ1.00m未満	箇所	107,600	—	—	
		深さ1.00m以上	箇所	132,500	—	—	
		深さ1.00m未満異形乙使用	箇所	—	122,700	—	
		深さ1.00m以上異形乙使用	箇所	—	147,600	—	
	内径70cm	深さ1.00m未満異形丙使用	箇所	—	122,300	—	
		深さ1.00m以上異形丙使用	箇所	—	147,200	—	
内径70cm	内径70cmます蓋使用	箇所	—	359,000	—		
雨水ます	内径35cm		箇所	一枚蓋 96,800	二枚蓋 159,100	—	
			箇所	106,500	168,800	—	
	内径50cm		箇所	—	—	—	
	内径35cm	格子蓋(角型)	箇所	—	99,000	—	
	内径50cm	格子蓋(標準型)	箇所	—	120,600	—	
L形側溝	250B	m	—	18,100	17,100		
	300B	m	—	18,700	17,600		
L形基礎	250B用コンクリート厚さ10cm	m	—	7,400	6,600		
	300B用コンクリート厚さ10cm	m	—	7,900	7,100		
仮復旧工	アスファルトコンクリート舗装工(厚さ3cm)	m <sup>2</sup>	—	3,500	—		
試験掘工	A型(2.00m×1.00m×1.50m)	箇所	—	134,000	—		
	B型(1.50m×0.70m×1.30m)	箇所	—	39,500	—		
	C型(1.00m×0.70m×1.00m)	箇所	—	19,700	—		
	A型(2.00m×1.00m×1.50m)アスファルト仮復旧	箇所	—	141,400	—		

世田谷区公報

	B型(1.50m×0.70m×1.30m)アスファルト ト仮復旧	箇所	43,200	-
	C型(1.00m×0.70m×1.00m)アスファルト ト仮復旧	箇所	22,300	-
特殊工	上記単価表以外の特殊工については、東京都下水道局の設計標準代価等に基づいて算出した額の90%以内の額			
障害物切 回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

- この規則は、令和6年7月1日から施行する。
- この規則による改正後の別表第2及び別表第4の規定は、令和6年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

告 示

◎世田谷区告示第392号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年6月3日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第393号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年6月3日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第394号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年6月3日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第395号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年6月3日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第396号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和6年6月3日

世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称 アートキッズ療育桜新町
- 事業所の所在地 東京都世田谷区桜新町二丁目10番2号BLDCer ez o 2 F
- 申請者の名称 ナビキッズケア株式会社
- 指定年月日 令和6年6月1日
- 障害児通所支援の種類 児童発達支援

◎世田谷区告示第397号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年6月4日

世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称 NANAIRO COOKING STUDIO成城
- 事業所の所在地 東京都世田谷区千歳台三丁目6番1号
- 事業者の名称 株式会社SOYOKAZE
- 廃止届受理年月日 令和6年5月22日
- サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月5日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 28-1
- 変更の区間 世田谷区梅丘一丁目1954番1の内から1954番23の内まで
- 変更の区域  
延長 9.90メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.77平方メートル
- 供用開始の期日 令和6年6月5日

◎世田谷区告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月5日。

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 28-1
- 変更の区間 世田谷区太子堂五丁目124番41
- 変更の区域  
延長 5.92メートル  
幅員 0.08メートルから0.20メートルまで  
面積 0.84平方メートル
- 供用開始の期日 令和6年6月5日

◎世田谷区告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月5日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 変更の区間  
(1) 世田谷区羽根木二丁目1768番11の内  
(2) 世田谷区羽根木二丁目1768番11の内

3 変更の区域  
 (1) 延長 17.81メートル  
 幅員 0.60メートルから  
 0.67メートルまで  
 面積 11.38平方メートル  
 (2) 延長 10.93メートル  
 幅員 0.16メートルから  
 0.75メートルまで  
 面積 4.97平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和6年6月5日

◎世田谷区告示第401号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
 この関係図面は、令和6年6月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和6年6月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区羽根木二丁目1768番11の内
- 3 変更の区域  
延長 0.07メートル  
幅員 0.61メートル  
面積 0.04平方メートル

◎世田谷区告示第402号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和6年6月7日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第403号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
32-D101-02
- 2 変更の区間  
世田谷区等々力三丁目78番62の内
- 3 変更の区域  
延長 18.08メートル  
幅員 0.05メートルから  
0.06メートルまで  
面積 1.10平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年6月11日

◎世田谷区告示第404号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-D078-03
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水五丁目498番14の内から498番7の内まで
- 3 変更の区域  
延長 10.71メートル  
幅員 0.21メートルから  
0.24メートルまで  
面積 2.47平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年6月12日

◎世田谷区告示第405号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田六丁目874番6の内
- 3 変更の区域  
延長 8.05メートル  
幅員 0.09メートルから  
0.15メートルまで  
面積 1.02平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年6月12日

◎世田谷区告示第406号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷四丁目1140番30
- 3 変更の区域  
延長 9.15メートル  
幅員 2.16メートルから  
2.17メートルまで  
面積 19.86平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年6月12日

◎世田谷区告示第407号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区給田四丁目167番24から167番22まで  
(2) 世田谷区給田四丁目167番23
- 3 変更の区域  
(1) 延長 24.93メートル  
幅員 1.00メートル  
面積 24.13平方メートル  
(2) 延長 24.88メートル  
幅員 2.00メートル  
面積 48.23平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年6月12日

◎世田谷区告示第408号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷三丁目841番7の内から841番21の内まで
- 3 変更の区域  
延長 14.82メートル  
幅員 0.02メートルから  
0.05メートルまで  
面積 0.56平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年6月12日

◎世田谷区告示第409号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第6号の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
北沢五丁目町会
- 2 区域  
世田谷区北沢五丁目(但し、1番から6番まで、18番、19番、23番の全部、7番5号の北沢五丁目町会館の外全部を除く。)
- 3 主たる事務所

# 世田谷区公報

東京都世田谷区北沢五丁目7番5号 4 代表者の氏名及び住所 鈴木 一峰 東京都世田谷区北沢五丁目22番15号 5 変更があった事項及びその内容 代表者の氏名及び住所 川口 洋一 東京都世田谷区北沢五丁目11番7号	規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年6月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月14日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区等々力五丁目19番52から19番53まで 3 変更の区域 延長 12.59メートル	幅員 1.27メートル 面積 16.04平方メートル 4 供用開始の期日 令和6年6月14日 ◎世田谷区告示第411号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第8号）の規定により、次のように本区財政状況を公表する。 令和6年6月14日 世田谷区長 保坂展人
◎世田谷区告示第410号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の		

令和5年度下半期の財政状況（令和6年3月31日現在）

1. 一般会計歳入執行状況

区分	特別区税	国・都支出金	特別区交付金	諸収入	繰入金・特別区債	その他	合計
予算現額	1,365.7億円	1,182.8億円	677.9億円	112.4億円	233.8億円	612.9億円	4,185.4億円
収入済額	1,276.5億円	956.0億円	672.1億円	97.0億円	16.1億円	611.7億円	3,629.5億円
収入率	93.5%	80.8%	99.1%	86.3%	6.9%	99.8%	86.7%

2. 一般会計歳出執行状況

区分	民生費	総務費	教育費	土木費	衛生費	公債費	その他	合計
予算現額	2,044.2億円	782.3億円	443.9億円	380.1億円	201.1億円	110.9億円	223.0億円	4,185.4億円
支出済額	1,679.5億円	572.1億円	352.0億円	287.8億円	125.8億円	110.6億円	178.7億円	3,306.4億円
執行率	82.2%	73.1%	79.3%	75.7%	62.5%	99.8%	80.1%	79.0%

3. 特別会計歳入歳出執行状況

会計		国民健康保険事業会計	後期高齢者医療会計	介護保険事業会計	学校給食費会計
予算現額		865.5億円	254.3億円	745.1億円	34.4億円
歳入	収入済額	795.2億円	244.2億円	633.1億円	33.2億円
	収入率	91.9%	96.0%	85.0%	96.5%
歳出	支出済額	810.0億円	243.5億円	632.1億円	29.5億円
	執行率	93.6%	95.7%	84.8%	85.7%

4. 区民の区税負担

年度	日本人人口	外国人人口	人口計	世帯	特別区税予算現額	ひとりあたりの負担額	1世帯あたりの負担額
令和元年度	898,494人	23,062人	921,556人	490,857世帯	124,048,868千円	134,608円	252,719円
令和2年度	898,631人	21,840人	920,471人	491,879世帯	125,462,076千円	136,302円	255,067円
令和3年度	896,168人	20,977人	917,145人	491,159世帯	128,388,957千円	139,988円	261,400円
令和4年度	893,994人	23,711人	917,705人	494,707世帯	132,939,488千円	144,861円	268,724円
令和5年度	894,511人	26,085人	920,596人	499,646世帯	136,565,437千円	148,345円	273,324円

5. 特別区債の状況

区分	教育債	土木債	総務債	民生債	産業経済債	減税等補てん債	合計
現在高	194.5億円	126.1億円	65.4億円	64.1億円	8.0億円	6.0億円	464.1億円
構成比	41.9%	27.2%	14.1%	13.8%	1.7%	1.3%	100.0%

6. 区有財産の状況

土地	建物	工作物	有価証券	出資による権利	債権	基金
256万8,886.01平方㍍	126万3,470.87平方㍍	304億7,565万円	4億3,000万円	28億4,296万円	63億3,986万円	1,712億413万円

7. 一時借入金

下半期は、一時借入金を必要としませんでした。

※一時借入金とは、支払資金が一時的に不足する場合、年度内に返済することを条件に銀行などから現金を借り入れる制度です。

※表の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値が一致しない場合があります。

◎世田谷区告示第412号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年6月14日から	15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月14日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号	28-1 2 変更の区間 世田谷区世田谷三丁目814番15地先無番から814番32地先無番まで 3 変更の区域
---	--	--



<p>延長 2.20メートル 幅員 1.09メートル 面積 2.41平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年6月14日</p>	<p>28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜二丁目594番3の内</p> <p>3 変更の区域 延長 4.75メートル 幅員 0.19メートル 面積 0.94平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年6月17日</p>	<p>3 変更の区域 延長 9.50メートル 幅員 0.13メートルから 0.19メートルまで 面積 1.53平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年6月18日</p>
<p>◎世田谷区告示第413号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和6年6月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 21-G079</p> <p>2 一部を廃止する起終点 (旧)世田谷区世田谷三丁目814番12地先無番から814番1地先無番まで (新)世田谷区世田谷三丁目814番11地先無番から814番1地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和6年6月14日</p>	<p>◎世田谷区告示第417号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年6月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月17日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区新町二丁目271番3の内</p> <p>3 変更の区域 延長 15.26メートル 幅員 0.00メートルから 0.62メートルまで 面積 9.17平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年6月17日</p>	<p>◎世田谷区告示第420号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和6年6月19日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第414号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。 この関係図面は、令和6年6月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 21-G079-02</p> <p>2 指定する起終点 世田谷区世田谷三丁目814番12地先無番</p> <p>3 用途 区管理道路</p>	<p>◎世田谷区告示第418号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年6月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月18日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区松原一丁目1778番15の内</p> <p>3 変更の区域 延長 9.98メートル 幅員 0.55メートルから 0.60メートルまで 面積 5.76平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年6月18日</p>	<p>◎世田谷区告示第421号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年6月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜丘五丁目3144番13の内</p> <p>3 変更の区域 延長 5.79メートル 幅員 0.55メートルから 0.56メートルまで 面積 3.24平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年6月20日</p>
<p>◎世田谷区告示第415号 建築計画概要書等閲覧場所の設置について(平成28年4月世田谷区告示第265号)の一部を次のように改正する。 令和6年6月17日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>本則中「東京都世田谷区南烏山六丁目22番14号」を「東京都世田谷区南烏山六丁目28番6号」に改める。</p>	<p>◎世田谷区告示第419号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年6月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月18日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 34-45</p> <p>2 変更の区間 世田谷区宮坂二丁目2250番31の内から2250番30の内まで</p>	<p>◎世田谷区告示第422号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和6年6月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜丘五丁目3144番13の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.06メートル 幅員 0.56メートル 面積 0.03平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第416号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年6月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月17日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号</p>	<p>◎世田谷区告示第423号 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。 令和6年6月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 おうちのケアプラン</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区</p>	

世田谷区公報

<p>瀬田三丁目15番9-401号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社ジョイ</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年5月27日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>令和6年6月20日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名称 代沢五丁目町会</p> <p>2 区域 世田谷区代沢五丁目2番から29番まで及び33番の一部の区域</p> <p>3 主たる事務所 東京都世田谷区代沢五丁目10番6号</p> <p>4 代表者の氏名及び住所 山田 憲一 東京都世田谷区代沢五丁目10番15号</p> <p>5 変更があった事項及びその内容 代表者の氏名及び住所 中條 郁代 東京都世田谷区代沢五丁目10番2号</p>	<p>16の一部、41番19、41番23及び41番24</p> <p>4 道路の幅員 (1) 8.00メートル (2) 15.00メートル</p> <p>5 道路の延長 (1) 245.00メートル (2) 80.00メートル</p> <p>6 申請者氏名 東京都住宅供給公社 理事長 中井敬三</p>
<p>◎世田谷区告示第424号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。</p> <p>令和6年6月20日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 おうちのケアプラン三茶</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目22番10-201号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社ジョイ</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年5月27日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>◎世田谷区告示第428号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。</p> <p>この関係図面は、令和6年6月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年6月20日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R6-1</p> <p>2 認定する起終点 世田谷区松原三丁目875番3の内から844番2の内まで</p> <p>3 道路の延長 170.75メートル</p> <p>4 道路の幅員 20.00メートルから23.00メートルまで</p> <p>5 道路の面積 3733.99メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第431号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年6月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年6月21日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区松原四丁目1052番24の内</p> <p>3 変更の区域 延長 14.36メートル 幅員 0.59メートルから0.66メートルまで 面積 9.42平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年6月21日</p>
<p>◎世田谷区告示第425号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。</p> <p>令和6年6月20日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 おうちのケアプラン</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区瀬田三丁目15番9-401号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社メディステップ</p> <p>4 指定年月日 令和6年7月1日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>◎世田谷区告示第429号</p> <p>令和6年6月19日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。</p> <p>令和6年6月20日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>令和6年度世田谷区一般会計補正予算（第1次） 別添省略</p>	<p>◎世田谷区告示第432号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年6月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年6月21日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-D507-05</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北沢一丁目401番4の内から401番76の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 5.07メートル 幅員 0.64メートルから0.79メートルまで 面積 5.17平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年6月21日</p>
<p>◎世田谷区告示第426号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。</p> <p>令和6年6月20日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 おうちのケアプラン三茶</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目22番10-201号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社メディステップ</p> <p>4 指定年月日 令和6年7月1日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>◎世田谷区告示第430号</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。</p> <p>なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。</p> <p>令和6年6月21日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定変更番号 第2932号</p> <p>2 指定変更年月日 令和6年6月20日</p> <p>3 指定変更の位置 世田谷区祖師谷二丁目41番10、41番</p>	<p>◎世田谷区告示第433号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年6月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年6月21日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p>
<p>◎世田谷区告示第427号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第6号の規定により次のとおり告示する。</p>	<p>◎世田谷区告示第434号</p> <p>令和6年6月20日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名称 代沢五丁目町会</p> <p>2 区域 世田谷区代沢五丁目2番から29番まで及び33番の一部の区域</p> <p>3 主たる事務所 東京都世田谷区代沢五丁目10番6号</p> <p>4 代表者の氏名及び住所 山田 憲一 東京都世田谷区代沢五丁目10番15号</p> <p>5 変更があった事項及びその内容 代表者の氏名及び住所 中條 郁代 東京都世田谷区代沢五丁目10番2号</p>	<p>◎世田谷区告示第435号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年6月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年6月21日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p>

<p>2 変更の区間 世田谷区北烏山九丁目2023番9の内</p> <p>3 変更の区域 延長 11.30メートル 幅員 0.59メートルから 0.60メートルまで 面積 6.78平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年6月21日</p>	<p>34-Z065</p> <p>2 区間 世田谷区深沢一丁目23番2地先無番から23番1地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和6年6月25日</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。 令和6年6月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 デイサービスパデ イ</p> <p>2 事業所の所在地 山梨県甲府市桜井 町252番地1</p> <p>3 事業者の名称 株式会社俊</p> <p>4 指定年月日 令和6年5月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介 護</p>
<p>◎世田谷区告示第434号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和6年6月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 第200号</p> <p>2 指定年月日 令和6年6月21日</p> <p>3 道路の種類 道路法(昭和27年法律第180号)による道路</p> <p>4 道路の区域 世田谷区深沢八丁目122番14の内</p> <p>5 道路の延長 24.08メートル</p> <p>6 道路の幅員 11.06メートルから11.0メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第437号 区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和6年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 番号 (1) 34-Z083 (2) 34-Z084</p> <p>2 区間 (1) 世田谷区深沢一丁目23番2地先無番から23番22地先無番まで (2) 世田谷区深沢一丁目23番24地先無番から23番21地先無番まで</p> <p>3 用途 (1) 区管理水路 (2) 区管理水路</p>	<p>◎世田谷区告示第441号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区祖師谷五丁目657番9の内</p> <p>3 変更の区域 延長 13.26メートル 幅員 0.63メートル 面積 8.65平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年6月25日</p>
<p>◎世田谷区告示第435号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区深沢一丁目23番24地先無番</p> <p>3 変更の区域 延長 6.39メートル 幅員 1.60メートル 面積 10.79平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年6月25日</p>	<p>◎世田谷区告示第438号 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。 令和6年6月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 居宅介護支援事業所博水の郷</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区鎌田三丁目16番6号</p> <p>3 事業者の名称 社会福祉法人大三島育徳会</p> <p>4 指定年月日 令和6年7月1日</p> <p>5 サービスの種類 介護予防支援</p>	<p>◎世田谷区告示第442号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和6年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 43-D021-05</p> <p>2 変更の区間 世田谷区祖師谷一丁目117番17の内から117番39の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 25.45メートル 幅員 0.16メートルから 0.18メートルまで 面積 4.34平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年6月25日</p>
<p>◎世田谷区告示第436号 区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和6年6月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年6月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 番号</p>	<p>◎世田谷区告示第439号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。 令和6年6月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 デイサービス成城</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区成城六丁目28番14号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社ハッピーサポート成城</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年5月30日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>◎世田谷区告示第443号 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。 令和6年6月26日</p>
	<p>◎世田谷区告示第440号</p>	

世田谷区公報

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	チャームケアプランセンター経営
2 事業所の所在地	東京都世田谷区宮坂三丁目6番10号
3 事業者の名称	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
4 廃止届受理年月日	令和6年6月17日
5 サービスの種類	居宅介護支援

◎世田谷区告示第444号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年6月26日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	チャームヘルパーステーション経営
2 事業所の所在地	東京都世田谷区宮坂三丁目6番10号
3 事業者の名称	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
4 廃止届受理年月日	令和6年6月17日
5 サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◎世田谷区告示第445号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月26日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	(1) 28-1 (2) 41-34
2 変更の区間	(1) 世田谷区世田谷三丁目1033番2の内 (2) 世田谷区世田谷三丁目1033番2の内
3 変更の区域	(1) 延長 9.80メートル 幅員 0.03メートルから0.08メートルまで 面積 2.12平方メートル (2) 延長 14.02メートル 幅員 0.21メートルから0.43メートルまで 面積 4.54平方メートル
4 供用開始の期日	令和6年6月26日

◎世田谷区告示第446号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月26日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区池尻三丁目238番2の内
3 変更の区域	延長 12.34メートル 幅員 0.47メートル 面積 5.65平方メートル
4 供用開始の期日	令和6年6月26日

◎世田谷区告示第447号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月28日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区桜新町一丁目9番94から9番96まで
3 変更の区域	延長 9.15メートル 幅員 0.18メートル 面積 1.66平方メートル
4 供用開始の期日	令和6年6月28日

◎世田谷区告示第448号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和6年6月28日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第449号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和6年6月28日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第32号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月5日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区喜多見九丁目2060番3 2060番7 2060番8 2060番9 2060番10 2060番11 2060番12 2060番13 2060番14	東京都渋谷区初台一丁目47番1号 小田急不動産株式会社 代表取締役 五十嵐 秀

◎世田谷区公告第33号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月5日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区瀬田五丁目306番1の一部 306番5 306番12 306番13	東京都渋谷区鉢山町13番4号 ヒルサイドウエストB棟2階 株式会社アーキネット 代表取締役 織山和久

◎世田谷区公告第34号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月6日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区給田一丁目738番1 738番3 738番4 738番5 738番6 738番7 738番8 給田三丁目746番2	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡良介

# 世田谷区公報

令和6年7月22日（第760号）

## ◎世田谷区公告第35号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月6日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 宇奈根二丁目 245番7 245番8	東京都狛江市 和泉本町三丁目11番9号 株式会社あさひホーム 代表取締役 藤田利佐夫

## ◎世田谷区公告第36号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月6日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 等々力七丁目 50番9の一部	大阪府大阪市 北区芝田一丁目1番4号 阪急ターミナルビル内 阪急阪神不動産株式会社 代表取締役 福井康樹

## ◎世田谷区公告第37号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月7日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 成城九丁目 1562番1 1562番3 1562番4 1562番5	東京都新宿区 西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾大作

## ◎世田谷区公告第38号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月12日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 上野毛二丁目 12番1 12番2 12番3 12番4	東京都港区 西新橋二丁目8番6号 大和地所レジデンス株式会社 代表取締役 下村俊二

## ◎世田谷区公告第39号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月14日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 駒沢一丁目 3425番3の一部	東京都世田谷区 駒沢一丁目23番1号

3425番10  
3425番11の一部  
3425番39の一部

学校法人駒澤大学  
理事長 石川 順之

## ◎世田谷区公告第40号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により認定を取り消した建築物について、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和6年6月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号  
令和6年6月4日付第R06認定0009号
- 2 一団地の区域（地名地番）  
世田谷区宮坂三丁目302番1、2、3、301番2、303番1
- 3 建築物の名称  
赤堤住宅

## ◎世田谷区公告第41号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年6月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画公園第5・6・20号  
祖師谷公園
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

## ◎世田谷区公告第42号

情報公開制度の実施状況の公表について  
世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第28条の規定により、令和5年度の情報公開制度の実施状況を次のとおり公表する。

令和6年6月28日

世田谷区長 保坂展人

## 1 行政情報の開示請求の状況及び行政情報の開示又は非開示等の決定の状況

実施機関	請求件数	処 理 状 況							取 下 げ	拒 否
		全 部 開 示	一 部 開 示	非 開 示	非 開 示					
					非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否 等			
区 長	416	152	181	33	5	22	6	48	2	
教 育 委 員 会	17	6	8	2	1	1	0	1	0	
選 挙 管 理 委 員 会	2	0	2	0	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
農 業 委 員 会	1	0	0	1	0	1	0	0	0	
議 会	6	1	1	2	0	2	0	2	0	
計	443	159	193	38	6	26	6	51	2	

# 世田谷区公報

令和6年7月22日（第760号）

<p>2 開示決定等の期間延長の状況</p> <p>(1) 30日までの延長</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>区 長</td><td style="text-align: right;">39件</td></tr> <tr><td>教育委員会</td><td style="text-align: right;">2件</td></tr> <tr><td>選挙管理委員会</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>監査委員</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>農業委員会</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>議 会</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">41件</td></tr> </table> <p>(2) 30日を超える延長</p>	区 長	39件	教育委員会	2件	選挙管理委員会	0件	監査委員	0件	農業委員会	0件	議 会	0件	計	41件	<table style="width: 100%;"> <tr><td>区 長</td><td style="text-align: right;">7件</td></tr> <tr><td>教育委員会</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>選挙管理委員会</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>監査委員</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>農業委員会</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>議 会</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">7件</td></tr> </table> <p>3 その他</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>不服申立て件数</td><td style="text-align: right;">4件</td></tr> </table>	区 長	7件	教育委員会	0件	選挙管理委員会	0件	監査委員	0件	農業委員会	0件	議 会	0件	計	7件	不服申立て件数	4件	<p>◎世田谷区公告第43号</p> <p>個人情報保護制度の実施状況の公表について</p> <p>世田谷区個人情報保護条例（令和5年3月世田谷区条例第3号）第12条の規定により、令和5年度の個人情報保護制度の実施状況を次のとおり公表する。</p> <p style="text-align: right;">令和6年6月28日</p> <p style="text-align: right;">世田谷区長 保坂展人</p>
区 長	39件																															
教育委員会	2件																															
選挙管理委員会	0件																															
監査委員	0件																															
農業委員会	0件																															
議 会	0件																															
計	41件																															
区 長	7件																															
教育委員会	0件																															
選挙管理委員会	0件																															
監査委員	0件																															
農業委員会	0件																															
議 会	0件																															
計	7件																															
不服申立て件数	4件																															

1 保有個人情報の開示請求の状況及び保有個人情報の開示又は不開示等の決定の状況

実施機関	請求件数	処 理 状 況							取 下 げ	拒 否
		全 部 開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 開 示					
					不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否 等			
区 長	228	31	131	63	44	17	2	2	1	
教育委員会	21	0	17	2	0	2	0	0	2	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	249	31	148	65	44	19	2	2	3	

2 開示決定等の期間延長の状況

(1) 30日までの延長

区 長	16件
教育委員会	6件
選挙管理委員会	0件
監査委員	0件
農業委員会	0件
計	22件

(2) 30日を超える延長

区 長	4件
教育委員会	0件
選挙管理委員会	0件
監査委員	0件
農業委員会	0件
計	4件

区 長	1件
教育委員会	0件
選挙管理委員会	0件
監査委員	0件
農業委員会	0件
計	1件

5 保有個人情報の利用停止請求の状況及び保有個人情報の利用停止又は不利用停止等の決定の状況

<p>不服申立て件数</p> <hr/> <p style="text-align: center;">規 則（議）</p> <hr/> <p>次に掲げる規則を公布する。</p> <p style="text-align: right;">令和6年6月28日</p> <p style="text-align: right;">世田谷区議会議長</p> <p style="text-align: right;">おぎの けんじ</p>	4件
--	----

3 保有個人情報の訂正請求の状況及び保有個人情報の訂正又は不訂正等の決定の状況

実施機関	請求件数	処 理 状 況			
		訂 正	不 訂 正	取 下 げ	拒 否
区 長	1	1	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0

実施機関	請求件数	処 理 状 況			
		利 用 停 止	不 利 用 停 止	取 下 げ	拒 否
区 長	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

**世田谷区議会規則第3号**

世田谷区議会会議規則の一部を改正する規則

世田谷区議会会議規則の一部を改正する規則

世田谷区議会会議規則（昭和52年3月世田谷区議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第157条」の次に「-第159条」を加える。

第8条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第18条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第18条第2項中「で、前項の承認」を「につき前項の許可」に改め、同条第3項中「で、第1項の承認」を「につき第1項の許可」に、「委員会の承認」を「委員会の許可」に

4 訂正決定等の期間延長の状況

(1) 30日までの延長

区 長	0件
教育委員会	0件
選挙管理委員会	0件
監査委員	0件
農業委員会	0件
計	0件

(2) 30日を超える延長

6 利用停止決定等の期間延長の状況

(1) 30日までの延長

区 長	0件
教育委員会	0件
選挙管理委員会	0件
監査委員	0件
農業委員会	0件
計	0件

(2) 30日を超える延長

区 長	0件
教育委員会	0件
選挙管理委員会	0件
監査委員	0件
農業委員会	0件
計	0件

7 その他

改める。  
第28条を次のように改める。  
(投票)  
第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。  
第30条に次の1項を加える。  
4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。  
第45条第3項中「会議」を「議会」に改める。  
第68条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の2項を加える。  
3 第1項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、電子的方式によって表示するシステム(以下「電子採決システム」という。)によって表決をとることができる。  
4 電子採決システムにより表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。この場合において、賛成又は反対のいずれのボタンも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。  
第72条中「第30条(開票および投票の効力)」を「第30条(開票および投票の効力)第1項から第3項まで」に改める。  
第74条に次の1項を加える。  
2 第68条(起立等による表決)第3項の規定は、前項ただし書の規定による表決について準用する。  
第76条第2項を次のように改める。  
2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。  
第77条中「印刷して」を削る。  
第91条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。  
ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。  
第124条中「第30条(開票および投票の効力)」を「第30条(開票および投票の効力)第1項から第3項まで」に改める。  
第128条の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条第2項中「当該法人の名称」を「並びに当該法人の名称」に改め、同条第5項を次のように改める。  
5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。  
第128条に次の1項を加える。  
6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。  
第130条第1項ただし書を次のように改める。  
ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。  
第130条第2項を次のように改める。  
2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。  
第131条に次の1項を加える。

3 世田谷区議会委員会条例第12条の2第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により出席を求められた者について準用する。  
第132条第1項中「意見を付け、議長」を「議長」に改め、同条中第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。  
2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。  
第139条を次のように改める。  
(決定の通知)  
第139条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。  
第141条を次のように改める。  
(携帯品)  
第141条 議場又は委員会の会議室に入る者は、コート、マフラー、傘等を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。  
第146条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に改め、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。  
第157条を第159条とし、第8章中同条の前に次の2条を加える。  
(電子情報処理組織による通知等)  
第157条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。  
2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限り。  
3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。  
4 第1項又は第2項の電子情報処理組織

を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第19条(日程の作成および配布)、第77条(会議録の配布)、第129条(請願文書表の作成および配布)第1項及び第130条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。  
5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。  
6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。  
(電磁的記録による作成等)  
第158条 この規則の規定(第27条(投票用紙の配布および投票箱の点検)第1項(第72条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令甲(議会議長)

◎世田谷区議会議長訓令甲第1号

区議会事務局

世田谷区議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和6年6月21日

世田谷区議会議長

おぎの けんじ

世田谷区議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、世田谷区議会委員会条例(昭和40年4月世田谷区条例第28号。以下「委員会条例」という。)に規定する通知、作成及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名
- (2) 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名
- (3) 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

(電磁的記録による記録の作成)

第3条 委員長は、委員会条例第28条第3項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等(世田谷区議会議規則(昭和52年3月世田谷区議会規則第1号。以下「議会議規則」という。)第157条第1項に規定する文書等をいう。)により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成させるものとする。(氏名又は名称を明らかにする措置)

第4条 委員会条例第28条第3項に規定する議長が定める措置は、電子署名とする。(議会議規則との関係)

第5条 委員会条例に規定する通知(委員

会条例第22条第1項の規定によるものを除く。)、作成(委員会条例第28条第1項の規定によるものを除く。))及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、議会議規則第157条及び第158条の規定の例による。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。

◎世田谷区議会議長訓令甲第2号

区議会事務局

世田谷区議会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和6年6月28日

世田谷区議会議長

おぎの けんじ

世田谷区議会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、世田谷区議会議規則(昭和52年3月世田谷区議会規則第1号。以下「議会議規則」という。)に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、議会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 次に掲げるものをいう。
  - ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名
  - イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長(以下「議会等」という。)に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録(議会等の使用に係る電子計算機(議会議規則第157条第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。))において識別できるものに限る。)

であって、次に掲げるものをいう。

- ア 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの
- イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの
- ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- エ その他議長が定めるもの

(議会等に対する通知に係る電子情報処理組織)

第3条 議会議規則第157条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

第4条 議会議規則第157条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号及び第12条において同じ。))により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を行う者が議員以外の場合にあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第5条 議会議規則第157条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第6条 議会等は、議会議規則第157条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。(議会等からの通知を受ける旨の表示の方



式)

第7条 会議規則第157条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

(1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第8条 会議規則第157条第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第9条 会議規則第157条第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 会議規則第157条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(通知を行う者が議員であるものを除く。)に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第11条 会議規則第157条第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、会議規則第158条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第118条第6項(同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。)、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11

条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第157条及び第158条の規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合には、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第157条及び第158条の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和6年6月3日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和6年6月3日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和6年6月3日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,421
6分の1の数	128,504
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	195,170

◎世田谷区選挙管理委員会告示第12号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和6年6月3日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙におけるポスター掲示場を、別紙一覧表のとおり設置する。

令和6年6月18日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和6年6月19日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和6年6月19日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和6年6月19日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,462
6分の1の数	128,848
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	195,514

◎世田谷区選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における各投票区の投票所を別紙一覧のとおり定める。

令和6年6月20日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項により準用される第39条の規定により、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における期日前投票所を、別紙一覧のとおり定める。

令和6年6月20日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を、別紙一覧のとおり選任した。

令和6年6月20日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第11回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和6年6月20日

世田谷区農業委員会会長

穴戸 幸 男

- 1 開催日時 令和6年6月27日(木)  
午後4時00分
- 2 開催場所 区役所東棟9階 第5委員会室
- 3 審議事項
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について

条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙一覧のとおり選任した。

令和6年6月20日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第64条の規定により、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙の開票の場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和6年6月20日

世田谷区選挙管理委員会

- 1 開票場所 世田谷区立総合運動場体育館  
世田谷区大蔵四丁目6番1号
- 2 開票日時 令和6年7月7日 午後9時

◎世田谷区選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第61条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第67条第1項の規定により、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和6年6月20日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における世田谷区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和6年6月20日

世田谷区選挙管理委員会

- 1 場所 世田谷区選挙管理委員会室  
世田谷区世田谷四丁目22番33号 世田谷区役所西棟2階
- 2 日時 令和6年7月4日 午後5時30分開始

◎世田谷区選挙管理委員会告示第23号

令和6年7月7日世田谷区選挙管理委員会告示第19号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和6年6月25日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第24号

令和6年7月7日世田谷区選挙管理委員会告示第19号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和6年6月29日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略